

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	社会福祉普及校指定事業補助金
補助事業等の目標	市内の小中学校、高等学校及び専門学校等の児童生徒への福祉教育の一環として、学校において福祉活動を行う学校を指定し、福祉教育活動に対する支援を行う。
補助事業等の対象者	諏訪市社会福祉協議会
補助対象経費	「社会福祉普及校」市内小中学校、高等学校、専門学校指定事業経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内において、243,000 円を上限とする。 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】 事業費 1,700,000 円の概ね 15% 運営資金の一部となっている。
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	—
補助事業等の終了時期	【終期が 3 年を超える場合の理由】 福祉教育活動の推進のため、継続して補助する事が必要。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 健康福祉部 社会福祉課 社会係

令和 3 年 11 月 9 日 一部改正 (令和 3 年 11 月 9 日 施行)